

保険業法改正等に関する 内閣府令・監督指針の改正概要

当資料は保険業法改正等に関する内閣府令・監督指針の改正概要の理解促進を目的に作成されたものであり、詳細については金融庁の公表資料をご自身で必ずご確認ください。また、本資料の一部または全部を無断で転載・転用することを禁じます。当資料の情報を利用して発生したいかなる損害についても、当協会では一切の責任を負いません。

2026年7月
一般社団法人 日本損害保険協会

■改正保険業法（2026年6月1日施行）に関連する保険業法施行規則（内閣府令）や監督指針等について、主な改正内容をまとめたもの（当資料では、損害保険業界に関わる主な項目について解説）

保険業法
改正に
関するもの

【1】 特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）	ページ
●特定大規模乗合損害保険代理店の要件	3
●営業所又は事務所ごとの法令等遵守責任者の設置	4
●本店又は主たる事務所への法令等遵守責任者を指揮する者（統括責任者）の設置	5
●苦情処理体制の整備	6
●保険募集指針の策定・公表	7
●内部監査・内部通報	8-9
●不祥事件の概要等の通知	9
【2】 特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（兼業業務関連）	
●対象となる特定大規模乗合損害保険代理店	10
●兼業業務に係る体制整備等	10-11
●苦情処理体制の整備	11
●内部監査・社内通報等に関する体制の整備	11
●社内規則等の策定および社内周知	11
【3】 保険会社等に対する体制整備義務の強化	
●特定大規模乗合損害保険代理店に業務を委託する場合の措置	12
【4】 保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	
●保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を規制対象に拡充	13
【5】 保険仲立人の活用促進に向けた対応等	
●海外直接付保に関する手続き及び海外直接付保の許可に係る保険媒介における保険仲立人の活用	記載なし
●保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設に伴う届出事項等の整備	記載なし
【6】 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保 ※施行時期は未定	
●情報の提供に係る規定の改正	14

上記以外

【1】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）

■ 特定大規模乗合損害保険代理店の要件（いずれかに該当）

- ①当該損害保険代理店が**生命保険募集人でない場合**にあつては、判定事業年度における**2以上の所属損害保険会社等**から**保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が、20億円以上**であること
- ②当該損害保険代理店が**生命保険募集人である場合**にあつては、判定事業年度における**2以上の所属損害保険会社等**から**保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が10億円以上**であり、**かつ**、当該手数料等の額と判定事業年度における**2以上の所属生命保険会社等**から**保険募集の業務に関して受領した手数料等の額の総額が20億円以上**であること

※一定条件のもとで、上記に該当しない場合でも、要件に該当したものとみなす場合あり。

※特定大規模乗合損害保険代理店に該当した場合は、遅滞なく、その旨を所属保険会社等に通知する必要あり。

【1】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）

■ 営業所又は事務所ごとの法令等遵守責任者の設置

期間等

- **新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当**することとなった日から起算して **6月以内に法令等遵守責任者の設置**が必要
- **設置した者が欠けるに至ったとき**は、当該事由が発生した日から起算して **3月以内に新たに法令等遵守責任者の設置**が必要

能力

- 保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行うことができるように、**法令や保険契約に関する知識等を有する人材**である必要

設置単位・兼務

- 他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者との**兼務は原則不可**
- ただし、以下の要素等を踏まえつつ、**法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責が十分に果たされている場合はこの限りでない**
 - － 担当する営業所又は事務所の数や規模
 - － 当該営業所又は事務所における契約件数
 - － 当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数
 - － 営業所又は事務所間の地理的近接性等

職務

- **統括責任者による指揮の下**、以下の業務を実施等
 - － 自らが担当する営業所又は事務所の**保険募集の実態**（保険会社等からの便宜供与の状況等を含む）を**把握**
 - － **適切性について定期的な検証を実施**（便宜供与による比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証等を含む）
 - － 検証の結果を統括責任者に報告
 - － 検証の結果、不適切と認められる場合には、**改善に向けて適切な措置**を実施
 - － 担当する営業所又は事務所の**法令等遵守の状況等について、保険会社等又は当局の求めに応じて、適切かつ十分な説明**を実施

【1】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）

■ 本店又は主たる事務所への法令等遵守責任者を指揮する者（統括責任者）の設置

期間等

- 新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して **6月以内に統括責任者の設置**が必要
- 設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して **3月以内に新たに統括責任者の設置**が必要

能力

- 法令等遵守責任者を指揮するとともに、役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行うことができるように、**法令や保険契約に関する知識等を有し**、業務を適切に実施することができる**管理的又は監督的地位にある人材**が選任される必要
- **コンプライアンス部門や監査部門での業務に従事した経験**を有することが望ましい

設置単位・ 兼務

- **営業部門からの独立性を確保する必要あり**
- **保険募集に現に従事していない者である必要あり**
- **法令等遵守責任者との兼務は不可**

職務

- 法令等を遵守して保険募集の業務を実施するための必要な助言又は指導を的確に実施するため、以下の業務を実施
 - －法令等遵守責任者等を通じて、**自社の保険募集の実態**（保険会社等からの便宜供与の状況等を含む）**や法令等遵守責任者の業務の内容を把握**
 - －**適切性について定期的な検証を実施**（便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証等を含む）
 - －不適切と認められる場合には、**改善に向けて適切な措置**を実施
 - －**自社の法令等遵守の状況等について、取締役会等の経営陣へ定期的に報告**、加えて、**保険会社等又は当局の求めに応じて、適切かつ十分な説明**を実施

【1】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）**■ 苦情処理体制の整備**

- 苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の**原因を究明**する
- 原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、**所要の措置**を講ずる
- 苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、**原因の究明の結果及び講じた措置について説明**を行う
- 苦情を受け付けるための**窓口を設置**し、その**連絡先を公表**する
- **社内規則等を整備**のうえ、苦情を処理したときは、以下の事項を記載した**記録を作成**し、**5年間保存**する
 - ① 苦情を申し立てた者の氏名及び連絡先
 - ② 苦情を受け付けた日時及び場所並びに苦情を受け付けた者の氏名
 - ③ 苦情の内容
 - ④ 苦情に係る事項の原因の究明のための調査の内容及び結果
 - ⑤ 苦情の受付から申し立てた者への説明に至るまでのやり取りの経緯
 - ⑥ 原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合に、講じた措置の内容
 - ⑦ 苦情を申し立てた者に、原因の究明の結果及び講じた措置について説明したときは、当該者に説明した内容及び日時
- 上記の措置に関する**社内規則等を整備**する必要
- **新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当**することとなった日から起算して**6月間は当該措置を講じなくてもよい**（苦情を処理したときの記録の作成・保存については対象外）

【1】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）

■ 保険募集指針の策定・公表

- 次の事項および保険募集の公正の確保に関する事項を定めた**保険募集指針を策定し、公表する必要**
 - － 保険募集を行う保険契約の引受保険会社の商号や名称の明示
 - － 保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報として、保険業法第294条第1項（情報提供義務）に基づき、保険契約の内容、その他保険契約者等の参考となるべき情報を提供し、わかりやすく説明すること
 - － 苦情・相談の受付先を明示するとともに、顧客からの苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと
- 保険募集指針の内容について、**顧客に周知するため、保険募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置を講じる必要**
- 保険募集指針について、**定期的に検証を行い、必要に応じた見直しを行う必要**
- **新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当**することとなった日から起算して**6月間は当該措置を講じなくてもよい**

【1】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）

■ 内部監査・内部通報

内部監査

- 保険募集の業務について**内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備等の体制整備**を行う必要
- **新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当**することとなった日から起算して**6月間は当該措置を講じなくてもよい**

① 経営陣（代表取締役及び取締役会等）

- 内部監査に係る責任者がその**業務を適切に遂行するために必要な人員の確保・配置**を行う必要
- **内部監査部門の独立性を確保し、内部監査が確実に実施されるための態勢を構築**する必要
- 被監査部門におけるリスク管理状況等を踏まえた上で、**内部監査計画を承認**するとともに、内部監査の結果を踏まえて**適切な措置を講じる**必要
- 内部監査態勢に関し、所属保険会社等による代理店監査や当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、**実効性ある態勢整備に積極的に取り組む**必要

② 内部監査部門

- 被監査部門に対して**十分牽制機能が働くよう独立**し、かつ、**実効性ある内部監査が実施できる態勢**とする必要
- リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した**効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案**し、取締役会等の経営陣の承認を得た上で、当該内部監査計画に基づき**内部監査を確実に実施**する必要
- **内部監査の進捗状況、内部監査で指摘した重要な事項**を、遅滞なく代表取締役及び取締役会等に**報告**する必要
- 内部監査報告書で指摘した問題点に関して、**被監査部門に対し改善策の策定を行わせる**とともに、被監査部門等による**改善への取組状況を適切に管理**し、その**記録や証跡等を保存**する必要
- 効率的かつ実効性ある内部監査の実施に向けて、必要に応じて、**外部の専門家や保険会社等に意見を求める**とともに、**業務運営に反映**させる必要

③ 監査役監査

- 監査役監査を行う場合にあっては、**取締役会等による内部監査態勢の構築状況についても業務監査の対象とする**必要

【1】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（保険募集の業務関連）

■ 内部監査・内部通報

内部通報

- 保険募集の業務に関する**内部通報等**に適切に対応するための**責任者の設置、社内規則等の整備等**を行う必要
- 体制整備の状況について、**定期的に検証・見直し**を行う必要
- 体制整備にあたっては、**内部通報等**に対応する業務の**独立性・中立性・公正性を確保**することや、**内部通報等を行った者の探索や不利益な取扱いを防止すること等にも留意**する必要
- **新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当**することとなった日から起算して**6月間は当該措置を講じなくてもよい**

■ 不祥事件の概要等の通知

- 所属保険会社等が特定大規模乗合損害保険代理店に委託する業務において発生した不祥事件について、自らの責任において**不祥事件の概要を作成**し、不祥事件の届出を行った所属保険会社以外の**全ての所属保険会社等に対して遅滞なく通知**し、**照会や調査に適切かつ十分に協力**する必要
- 不祥事件を惹起した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いが認められる場合には、上記の概要と併せて**不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を遅滞なく通知**するとともに、非届出所属保険会社等による照会や調査に適切かつ十分に協力する必要

【2】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（兼業業務関連）

■ 対象となる特定大規模乗合損害保険代理店

- 保険募集の業務以外の業務として**自動車の修理業務等を行う代理店（以下「兼業特定保険募集人」）**
- **新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当**することとなった日から起算して**6月間は各措置を講じなくてもよい**
（証跡・記録の保存については対象外）

■ 兼業業務に係る体制整備等

- 兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店は、**対象業務（自動車の修理業務等のうち、その所属保険会社等に対する保険金の支払の請求に関するもの。以下同じ）が、保険金の支払いに不当な影響を及ぼすことがないよう、態勢を整備することが必要**

① 責任者の設置（対象業務の確認・検証）

- 対象業務が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう、**確認・検証を行う責任者の設置と必要な人員の配置を行う必要**
- 自動車の損傷状況や修理内容など、**見積額の適切性に係る証跡を適切かつ十分に記録・保存**し、その記録・保存の状況や、修理費等の過大な見積り等の**保険金不正請求につながり得る事案がないか、定期的に調査・検証する必要**
- 保険会社からの求めに応じて、**記録・保存している証跡を提出し、その内容について適切かつ十分に説明できる体制を整備する必要**

② 保険金不正請求につながり得る事案を把握した場合の対応

- **速やかに保険会社及び取締役会等の経営陣に対して報告を行う**
- **深度ある調査・分析や関係者へのヒアリング等を実施する**
- 複数回の調査を経ても保険会社との間で見解の相違が存在する場合等には、必要に応じて事案の解明に向けて**第三者の関与も含めるなど、透明性・客観性を確保する**

【2】特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の強化（兼業業務関連）

③実施方針の策定およびその概要の適切な方法による公表

- 対象業務に関する措置の**実施方針を策定し、公表する必要**
- 実施方針の概要については、**その趣旨が明確に現れているもの**となっている必要
- 公表方法は、**店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載**など、顧客等に対して**十分に伝わる方法**となっている必要

④証跡・記録の保存および外部委託先管理

- 見積額の適切性に係る証跡や定期的な検証に係る記録のほか、体制整備に係る**記録を5年間保存し、その適切性を事後的に検証できる体制を整備する必要**
- 対象業務を委託する場合は、記録の保存も含め、**必要な措置を適切に実施するための外部委託先管理を行う体制**を整備する必要

■苦情処理体制の整備

- 対象業務に係る苦情処理体制について、保険募集の業務関連の体制整備（P6参照）と同様の体制整備を行う必要**

■内部監査・内部通報

- 対象業務に係る内部監査・内部通報体制について、保険募集の業務関連の体制整備（P8、9参照）と同様の体制整備を行う必要**

■社内規則等の策定および社内周知

- 各措置について（③は除く）、社内規則等を策定し、社内周知する必要**

【3】保険会社等に対する体制整備義務の強化

■ 特定大規模乗合損害保険代理店に業務を委託する場合の措置

委託方針の 策定等

- 特定大規模乗合損害保険代理店への委託方針を、当該代理店から特定大規模乗合損害保険代理店に該当する旨の通知を受けた日から起算して1月以内に策定する必要
- 特定大規模乗合損害保険代理店を適切に教育・管理・指導するとともに、毎年その状況を確認する必要
- 該当しなくなった場合はその理由や背景等に疑義がないか確認する必要

管理責任者の 設置

- 特定大規模乗合損害保険代理店における保険業法等の遵守状況を検証するため、当該代理店から特定大規模乗合損害保険代理店に該当する旨の通知を受けた日から起算して1月以内に管理責任者を設置する必要
- 管理責任者がその業務を適切に遂行できるよう、必要に応じて適切に人員の配置を行う必要
- 管理責任者は、特定大規模乗合損害保険代理店の法令等遵守態勢（法令等遵守責任者や統括責任者の配置状況を含む）や法令等遵守状況を統括責任者等に確認・検証し、保険会社による教育・管理・指導の実効性を向上させる必要
- 管理責任者は、法令等や保険契約に関する知識を有するのみならず、コンプライアンス部門や監査部門での業務や代理店監査等に従事した経験を有することが望ましい

【４】保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

■ 保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者を規制対象に拡充

- 「特別利益の提供禁止」となる規制対象範囲に、以下の密接な関係を有する者が追加（全て保険契約者又は被保険者が全て法人の場合）
 - ① 当該保険契約者又は被保険者の**役員又は使用人**（当該法人と実質的に同一と認められる者）
 - ② 当該保険契約者又は被保険者の**子法人等**
 - ③ 当該保険契約者又は被保険者を**子法人等とする親法人等**
 - ④ 当該保険契約者又は被保険者を**子法人等とする親法人等の親法人等**
 - ⑤ 当該保険契約者又は被保険者を**子法人等とする親法人等の子法人等**（当該保険契約者又は被保険者を除く）
 - ⑥ 当該保険契約者又は被保険者の**総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人**

- 物品の購入、役務の提供その他の保険契約に付帯されるサービス以外の取引に関し、以下のような点から取引上の社会通念に照らし相当でないものとなっていないか、留意する必要がある
 - － **保険契約の締結や、保険契約数又は保険引受シェアの調整が前提**となっていないか
 - － 保険会社又は保険募集人の事業運営において**必要性のないもの又は過大なもの**となっていないか
 - － 一般的な取引条件と比較し、**価格等の取引条件が著しく不合理**なものとなっていないか
 - － **保険契約者間の公平性を著しく阻害**するものとなっていないか

【6】乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保

追って更新予定